中小企業経営者のみなさまへ

知らないと損ですよ!!

国が中小企業のために準備した 2つの共済制度

「ゆとり」のために

制度改正でさらに魅力がアップした経営者の退職金制度!

全国で120万人が加入 小規模企業共済

ポイント1 掛金は全額所得控除の対象になります。

無理のない掛け金
月額1,000円～70,000円の
範囲で自由に選択。

ポイント2 60歳以上の経営者の方も加入できます。

共済金の受取りは
一括・分割・併用の3タイプ。

ポイント3 事業主の「共同経営者」も2名まで加入できます。

受取り時にも税制面で大きなメリット。
さらに、災害時や緊急時には契約者
貸付けの利用が可能。

既に本制度に加入されている方は

- 掛金月額は1,000円～70, 000円の範囲内で自由に設定できます(500円刻み)
- 現在の掛金月額が7万円に達していない方は増額をお勧めします。

「もしも」のために

取引先の突然の倒産に備えて経営の安定を!

全国で30万社が加入 経営セーフティ共済

ポイント1 被害額の確認により迅速に借入れができます。

掛金の10倍の範囲で
最高3,200万円まで貸し付け。

ポイント2 掛金は全額損金(必要経費)として計上することができます。

無理のない掛け金月額5,000円～
80,000円の範囲で自由に選択。

ポイント3 借入れが無ければ掛金は掛捨てではありません。
(1年以上納付の場合)

一時貸付金制度も利用可能。

平成23年10月までに制度改正が実施されます。

※掛金月額の上限が80,000円/月から200,000円/月へ引上げられます。
(これに伴い掛金月額は5,000円から5,000円刻みで200,000円まで選択可能)
※貸付限度額の最高額が3,200万円から8,000万円へ引上げられます。

本制度のお問い合わせ・お申込みは…

天童商工会議所 中小企業相談所 TEL. 023−654−3511

資料請求等は裏面のFAX送付状をご利用ください。

制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施しております。

FAX送付状

資料請求等

FAX番号：023−654−7481

送 付 先：天童商工会議所　中小企業相談所　行き

事業所名	
代表者名	
所 在 地	
電　　話	（　　　）

※ご記入いただきました上記氏名、住所等につきましては、
小規模企業共済と中小企業倒産防止共済制度の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

小規模企業共済・経営セーフティ共済について
（中小企業倒産防止共済制度）

（いずれかに○印を付けてください。）

1. 加入したい
2. 制度の詳しい説明を受けたい
3. 制度の案内を送ってほしい

この方向に入れてください。